

議 事 録

会議名	令和7年度第2回三鷹市地域包括支援センター運営協議会
日 時	令和8年2月13日（金）午後7時00分～8時00分
会 場	三鷹市教育センター 第3中研修室
出席委員	<p>【委員】</p> <p>高橋 壮芳・福田 弘士・林 栄守・大野 結美・上田 典之・森田 武志・羽鳥 利代・林田 昭子・城澤 恵・八百谷 彰子・吉田 洋之・片岡 洋子・浦上 紀一・隅内 陽子（順不同・敬称略）</p> <p style="text-align: center;">＜定足数15人中14人出席(欠席委員・真坂委員)：有効＞</p> <p>【地域包括支援センター出席者】</p> <p>坂田（三鷹市東部地域包括支援センター 社会福祉士）</p>
市（事務局）	健康福祉部長、健康福祉部調整担当部長、健康福祉部介護保険課長、高齢者支援課介護予防係長 高齢者支援課高齢者相談係長 高齢者支援課高齢者支援係長 他事務局6人
会議の公開・非公開	公開
傍聴人数	0人

1 令和8年度 地域包括支援センター業務運営指針(案)について（協議事項）

(1) 令和8年度地域包括支援センター業務運営指針（案）について報告した。

委員	<p>地域包括支援センターの愛称について「高齢者なんでも相談センター」はどうか決定したのか。</p> <p>また、今回の愛称、基本的には包括支援センターを併記することになるが、三鷹市の行政文書に関してはどうなるのか。実際に運用していく地域包括支援センターの受託事業者に、愛称の表記についての運営指針や具体的な指示を連絡しているか。三鷹市の実際にやられている受託事業者の方が戸惑われると思うのでそのあたりの指示について聞きたい。</p>
高齢	<p>どこで決めたのかについて、運営協議会の方でこれまで議論をいただいた上で、市が決定をしている。所管は高齢者支援課である。</p>
委員	<p>高齢支援課の所内の会議で、決めたということか。</p>
高齢	<p>具体的に言うと、市が決めたということは市長が決定した。</p>
委員	<p>実際の現場としてはどこで決めたのか？</p>
高齢	<p>検討した結果ということであれば、高齢者支援課と、毎月定例で開催している地域包括支援センターの管理者会議、機関連絡会議の方で話し合っていて決めている。</p>
委員	<p>地域包括支援センターの方達も、その会議に関わっているということか。</p>
高齢	<p>その通りである。続いて次の質問について、名称変更については、今年度名称変更に係る予算について既に計上し、全ての包括支援センターの受託法人に、委託料に含めて費用として渡している。また、名称の使い分けについて、市民向けの呼称として愛称をつけるため、基本的に目的としては、地域包括支援センターがどのような施設で何を行うのかを知らない人向け、つまり看板、ホームページ、リーフレットその類のものには、基本的には「高齢者なんでも相談センター」の愛称をつけた上で、括弧書きで地域包括支援センターを併記することを伝えている。報酬請求、個人との契約書、重要事項説明書、法令関係、規則、要綱その他、公的な部分については地域包括支援センター、今まで通り坂田氏のところであれば三鷹市東部地域包括支援センターという名称を使用するよう明示して依頼している。庁内でも周知を行っている。</p>

委員	つまり、実情に合わせて、三鷹市の行政はその辺の区別をしている。現場においては、実情に応じてある程度裁量が認められているということか。
高齢委員	その通りである。 質問ではないが、リーフレット資料 6 のパンフレットの開いたところの 1 点訂正をお願いしたい。下の「高齢者なんでも相談センター」の主任ケアマネジャー、ケアマネジャー。それだけできる前に直していただきたい。
高齢会長	承知した。 おそらく名称変更は、知られてない人に知ってもらおうということだと思うが、先ほどの資料、4 枚目を見るとある程度知られている感じる。展開する先を考えると、その一つ下の世代まで含めて知ってもらいたいという意図なのであろう。現場を見ていると、今の地域包括の人員体制だと、業務の量から考えると、あまり広めない方が良いのではないかという気さえする。
健康福祉部調整担当部長	下の世代が自分の父親や母親のことで相談が必要となった場合に、実際相談が来たらパンクするのではないかと、現状でもパンクしかねない。これだけの事業規模を全てこなせてないというのが私の感覚である。そのようなことも踏まえて、相談が増えた時の体制まで含めて考えているのか伺いたい。 まさに高齢者が増えていく中において、地域包括支援センターの役割はますます重要になってくるという認識をもっている。独居の高齢者も増える。お近くにいないご家族も相談したいという意向を持つことも想定している。そのような意味では体制をすぐに増やすという事は別とし、状況を見ながら、必要な対応をしなければならないという認識はある。社会情勢を見ながら、また、財政的などところもある。地域包括支援センターの方には以前も議論があったが、やはり統計、相談の状況など、客観的に増加の状況などがわかるように、しっかり記録をしてもらいながら、それを踏まえて今後の、体制の検討というのは必要になってくるのではないかとすることは認識している。包括支援センターの中で統計の取り方が違っていたりすることも多々見られる部分もあるため、修正しながら、客観的なデータを基に、そういった議論を深めていきたいと考えている。
会長	地域包括支援センターだけでなく、その先まで考えなければならないと考えている。今、ここにいる多くの方が感じていると思うが、ケアマネジャーや、ヘルパーが足りないと感じているため、地域包括支援センターが例えば増員したとして、その先どこかに依頼しようとする時に、受入先がないということになる。そのため、それも含めて対応してもらえると良いと考える。
高齢	余談であるが、私が平成 18 年に高齢者支援課に来た時に、介護保険法の改正があって地域包括支援センターが創設された。三鷹市では当初 6 センター。1 センター 3 人、全体で 18 人だけであった。今、それから月日が経ち 20 年近くが経過し、現在は 7 センターで 54 人である。
	それだけ相談件数も上がるにつれて必要な人員も増えてきており、それに対応するような体制を整えてきているという実情がある。今後もそのようになると考えている。包括支援センターの人員の出入りもあり、効率も含めて考えてたい。
以上の質疑応答後、令和 8 年度地域包括支援センター業務運営指針（案）の内容について承諾を得た。	
2 介護予防ケアマネジメント委託事業者の承認について（承認事項） 介護予防ケアマネジメント委託事業者 3 件が承認された。	
3 その他報告事項 次回の地域包括支援センター運営協議会は令和 8 年 7 月に開催予定である。	